

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」運用要領

(趣 旨)

第1条 びわ湖草津・宿場町草津を宣伝し、草津の魅力を伝えることを目的として本市の公認マスコットキャラクター「たび丸」（以下「キャラクター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 キャラクターの基本デザインは、別図1のとおりとし、運用においてはデザインを変更して使用する場合がある。基本デザイン他に使用可能な図柄は、別添「使用可能図柄一覧」の通りとする。

(権 利)

第3条 キャラクターの着ぐるみ（以下、単に「着ぐるみ」という。）は、基本デザインを基に製作されたものを本市が所有する。

2 キャラクターに関する著作物（別図1、使用可能図柄一覧、着ぐるみ、キャラクターの名称、表情、姿勢、服装およびその色彩等を変更することにより創作されるキャラクターの本質的特徴を直接感得できる著作物すべてを含む。）のすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条に掲げる権利を含む。）および使用权は本市に帰属する。

(使用承認)

第4条 キャラクターを使用する場合（着ぐるみの出演依頼、本市以外の個人や団体または法人等がキャラクターの図柄および着ぐるみの写真等を印刷物、映像として直接使用する場合ならびに、小説、映像作品のモデル等として間接的に使用する場合を含む。）には、あらかじめキャラクターの使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、本市が予め定めているデザインに示す図柄以外で使用する場合は、申請書にそのデザインを添付のうえ提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 草津市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 着ぐるみを汚損し、または損傷するおそれがあるとき。
- (6) その他、市長がその使用について不適当であると認めるとき。

3 デザイン等の図柄の使用の承認は、キャラクターの使用承認通知書（様式第2号）

により行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者のうち、営利を目的として使用する者にあつては次の各号に掲げるすべての事項を、営利を目的としないで使用する者にあつては第4号を除く各事項を遵守しなければならない。

- (1) びわ湖草津・宿場町草津を宣伝し、草津の魅力を伝えることを目的とすること。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。
- (5) 市長が別に定める色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 原則として「草津市公認マスコットキャラクター たび丸」または「草津市 たび丸」との表記を付すること。
- (7) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定に基づく商標登録出願を行わないこと。

2 着ぐるみの出演に際しては、次の各号に掲げるすべての事項を遵守しなければならない。

- (1) びわ湖草津・宿場町草津を宣伝し、草津の魅力を伝えることを目的とすること。
- (2) 承認された出演時間、出演内容を遵守すること。
- (3) 1回の出演時間(休憩時間も含む)は原則として3時間以内とすること。（出演の前後30分ずつの準備時間を含めて4時間以内とすること）
- (4) 連続しての出演時間は20分程度とし、適宜、休憩時間を確保すること。
- (5) 着ぐるみの着脱スペース(控室)と駐車場を確保すること。
- (6) 広報課の判断により、出演予定を変更することがある。
- (7) その他、市長が付した条件に従うこと。

(変更申請)

第6条 キャラクターの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクターの使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、キャラクターの使用変更承認書(様式第4号)により行うものとする。
(違反等に対する取扱い)

第7条 市長は、キャラクターを使用している者(使用の承認を受けた者を含む。)が、第5条に規定する事項を遵守しない等により、この要領に違反したと認められるときは、その使用の差止めの請求または必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 前項に規定する請求等を受けた者は、ただちに、その請求等に従わなければならない。

3 市長は、キャラクターの使用の承認を受けた者が、前項に規定する請求等に従わなかったときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、承認の取消しを受けた者に損害が生じても、本市はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 本市は当該承認案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

(使用承認期間)

第9条 使用の承認期間は、原則1年とし、期間満了後において、引き続き使用するときには改めて承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認めるものは3年を超えない範囲で承認することができる。

(使用料)

第10条 使用料については徴収しない。

(庶務)

第11条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、広報課において処理する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年8月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年7月19日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別図1



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」